

令和7年4月吉日

各 位

大阪市立佃小学校  
校長 伊藤 忠弘

## 第1回「学校協議会」開催のご案内

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。  
平素は何かと本校の諸活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおり本年度の第1回「学校協議会」を開催いたします。公私何かとご多用とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

### 記

1. 日 時 令和7年5月1日（木） 午後4時30分～
2. 場 所 大阪市立佃小学校 校長室
3. 内 容
  - 令和7年度「運営に関する計画」について
  - 令和7年度 年間行事計画について
  - その他（情報交換）
4. その他
  - やむを得ず、ご欠席される場合は、佃小学校（教頭 今西）まで連絡をお願いいたします。  
(電話 06-6474-1024)

## 大阪市立佃小学校 学校協議会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立佃小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続き)

#### 第2条

- 1 傍聴を認める定員は 10 名以内とする。ただし会長が必要と認めた場合については、この限りでない。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受け付けにおいて申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

### (傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りではない
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### (違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときはその者を退場させることができる。

### 附則

この要領は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。